

## 平成 23 年度第 1 回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成 23 年 8 月 11 日（木）午後 2 時から午後 4 時 40 分

2 場 所 千葉県庁本庁舎 1 階 多目的ホール

### 3 出席者の氏名

#### (1) 委員

伊藤さやか委員、井上隆行委員、勝又照寿委員、桑波田和子委員、渋沢茂委員、菅野泰委員、中谷弘美委員、廣幡隆委員、松村雅生委員（委員：五十音順）

#### (2) 事務局

飛山利夫政策法務課長、濱崎稔情報公開・個人情報センター室長、武藤智恵子政策法務課副課長、情報公開・個人情報センター職員

### 4 会議に付した事案の件名

(1) 会長の選出等について

(2) 千葉県情報公開推進会議の組織・運営について

(3) 開示請求等運用状況について

(4) 苦情処理等の報告について

(5) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

### 5 議事の概要

事務局（畑野） 本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、本来であれば知事等から委嘱状の交付をさせていただくところですが、所用のため出席ができません。また、夏期の節電対策の取組の一環といたしまして、会議時間縮減に努めるため、恐れ入りますが委嘱状につきましては、机上に配付をさせていただきましたので御了承願います。

本日、高橋委員からは欠席の御連絡をいただいておりますが、ただ今の出席委員は半数を超えており、定足数に達しております。

それでは、定刻でございますので、ただ今から平成 23 年度第 1 回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。

この会議は公開で行われており、傍聴要領を定めております。委員の皆様には、御手元にお配りしております「情報公開事務の手引」、こちらに挟み込んでございますが、その定めによりまして、本日は傍聴者の方が入室されております。

また、この会議は会議録を作成することとなっておりますので、録音をさせていただきます。作成された会議録は、御発言された方の氏名も含めて、千葉県のホームページに掲載し公表することとし

ておりますので、御了承願います。

それでは、議事に先立ちまして、政策法務課長の飛山からごあいさつを申し上げます。

飛山課長

政策法務課長の飛山でございます。本来であれば森田知事なりが出席をいたしまして、ごあいさつを申し上げるところでございますが、所用のため出席ができませんので、代わりまして私から一言ごあいさつを申し上げます。

千葉県情報公開推進会議の委員の皆様方には、御手元に委嘱状を配付させていただきましたが、大変お忙しい中、委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、千葉県の情報公開につきましては、昭和 63 年 10 月の千葉県公文書公開条例の施行以来、今年で 24 年目を迎えようとしており、この間県民に開かれた県政の実現に、相応の寄与をしてきたものと考えております。しかしながら、大量の異議申立て事案の堆積など、課題についても多くを抱え、そのような状況の中で情報公開制度の運営の改善について、調査・審議し、併せて情報公開の事務に関する苦情の処理を行うことを目的として、本推進会議は平成 17 年に設置されたものでございます。

そして、そうしたことから本推進会議は、徹底した情報公開を推進し、広く県民の意見を反映させていくとの考えに立ち、専門の学識を有する方ばかりでなく、住民の代表として各種団体の方や、公募によって選ばれた県民の方にも御参加をいただいているところでございます。また、その活動実績につきましては後ほど御説明をいたしますが、これまで本推進会議で提案された意見を受けて、開示請求の件数の公表方法や、開示請求書の受付方法などについて、運用の改善を図ってまいりました。

また、開示請求や苦情申出などに係る窓口での対応等について、本推進会議から知事へなされた提言を受けて、「県職員のための情報公開事務マニュアル」を作成するなど、制度のよりの確な運用について、職員の指導に努めてまいりました。さらに、苦情の処理に関しましては、個別案件の調査を行い、その結果、改善が必要と判断された事項については、本推進会議から各実施機関に対して是正を求め、これを受け各実施機関では、適正な事務処理の徹底を図り再発防止に努めるなど、運営の改善に努めてきたところでございます。

このように本推進会議は、本県の情報公開制度の充実と円滑な運営に欠かせないものとなっており、今後さらに県民参加による県政の一層の推進を図る上でも、その役割はますます大きくなるものと考えております。

終わりになりますが、本推進会議は本日が第4期の推進会議のスタートとなるわけでございますが、2年間の任期でございますが、委員の皆様方にはよろしく御審議くださいますようお願い申し上げますとともに、本推進会議の円滑な運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

事務局（畑野） それでは、委員の皆様を御紹介させていただきます。御手元には委員名簿を配付させていただいております。なお、お名前をお呼びいたしました折には、恐れ入りますが委員としての抱負等を一言いただきましたらと思います。

<委員の紹介>

伊藤委員 弁護士の伊藤さやかと申します。よろしくお願いたします。今期で4期目を担当することになります。今後も千葉県情報公開の推進に向けて、できる限り努力したいと思っております。よろしくお願いたします。

井上委員 井上隆行です。私も当初から委員をやっております。今後も千葉県情報公開の推進に、少しでも役に立てるように努力したいと思っております。よろしくお願いたします。

勝又委員 初めまして、勝又と申します。私は千葉市から参りまして、公募委員ということで、情報公開推進会議委員について手を挙げたということでございます。私は法律的なことは大変申し訳ないんですが全く素人でございますので、いろいろ勉強させていただいて、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

桑波田委員 桑波田と申します。「環境パートナーシップちば」という、環境保全を目的とする団体をやっております。この会議の委員は2期目になりまして、団体、環境の目線で一緒に参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

渋沢委員 初めて参加させていただきます渋沢と申します。よろしくお願いたします。「中核地域生活支援センター」と申しまして、千葉県の単独の事業、福祉のいろいろな相談の仕事をしているところです。県内13か所にセンターがあって、そのセンターの連絡協議会の中から推薦い

ただ、参加させていただいております。福祉のいろいろな御相談をいただいているので、そのような立場で今回のこの会議において、発言させていただければというように思います。よろしく願いいたします。

菅野委員

弁護士の方です。私も情報公開推進会議の委員は4期目になります。ただ、私は情報公開推進会議をつくる前の段階から関与をしております。今回辞められた多賀谷さんと一緒にずっとやっていたということで、委員の中では一番古いということになるかもしれません。情報公開はまだまだ改善をしていくべきところがあると思いますので、もう1期頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

中谷委員

「なかに」と書きまして「なかや」と申します。よろしく願いいたします。私も公募委員として応募させていただきました。今回初めて参加をさせていただいております。今年の3月に会社を引退いたしましたので、現在はもう何もやっておりませんが、在職時代、若干関係があるとすれば、Pマークの認証取得に携わったり、あるいは会社としての情報公開、ディスクロージャーの仕事に若干携わったことがあります。行政あるいは行政の情報公開のことに対しましては全くの素人でございます。市民といいますか一県民として、何か意見を言わせていただく機会があればと思って、応募させていただきました。よろしく願いいたします。

廣幡委員

皆さんこんにちは、私は千葉県商工会連合会理事の廣幡と申します。我孫子市では商工会長をしております。本日初めてこの会議に参加させていただきました。まだ何も分かりませんので、いろいろと御指導くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

松村委員

日本大学法科大学院で情報法、それから立法学を担当いたしております。私なりの情報公開制度に関する知識・経験が、本会議の活性化にお役に立てれば大変ありがたいと思います。

事務局（畑野）

皆様、よろしく願いいたします。

続きまして、出席しております事務局職員を紹介させていただきます。

<出席職員の紹介>

事務局（畑野）

次に、本日お配りしてあります資料について、御確認をお願いいたします。お配りしてあります資料は、「会議次第」「委員名簿」「座席表」「平成23年度第1回千葉県情報公開推進会議会議資料」でございます。

す。

なお、この会議資料は、委員の皆様は事前にお送りしたものと同一でございますが、内容が追加になっている部分が一部ございます。御手元の資料の 25 ページをお開きいただきたいと思っております。このページの一番右側、「苦情 18」というのがございますが、こちらは資料をお送りさせていただいた以降、8 月 5 日付けで申出がされておりますので、この 1 件が加わった形の資料になってございます。

また、そのほか委員の皆様には「情報公開事務の手引」がございませぬ。傍聴者の方には「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」と「傍聴要領」がございませぬ。資料の確認はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議題に入りますが、まず議題 1「会長の選出等について」でございます。資料の 1 ページを御覧ください。千葉県行政組織条例でございます。第 30 条第 1 項の規定により、「会長は、委員の互選によって定める」とされております。また、同条例第 32 条第 1 項の規定により、「会長が会議の議長となる」と定められておりますが、本日は新委員による初めての会議ですので、現在のところ会長が選出されておられません。

会長が選出されるまでの間、仮議長を選出して議事の進行をお願いしたいと思っております。せん越ではございますが、事務局の提案といたしまして、仮議長は前期に会長の職務代理者を務めていただきました、菅野委員をお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

事務局 (畑野) それでは、会長の互選は、菅野委員を仮議長としてお願いしたいと思っております。菅野委員には、仮議長席へお願いいたします。

仮議長 それでは、会長が決定するまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、会長の選出をこれから行いたいと思っております。会長は委員の互選によって定めるということになっております。互選の方法はいろいろありますが、一番簡単な方法として、皆さんの方でどなたかを推薦いただくという方法で、決定してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

仮議長 それでは、そういう形で会長については決定をさせていただきたいと思っております。どなたか、ここにいる委員の中で会長にふさわしい方を、

推薦いただければと思いますが、いかがでしょうか。

井上委員、どうぞ。

井上委員

松村委員がふさわしいと私は思います。経歴を拝見させていただきましたけれども、埼玉県の情報公開審査会の会長をされていたとか、個人情報の保護とか、情報について幅広い知識をお持ちである方ですので、この会議の会長にふさわしい方だと私は思います。

仮議長

今、松村委員がふさわしいということで、指名推薦がありましたけれども、ほかの方、松村委員が推薦されましたが、どうでしょうか。

各委員

(異議なし)

仮議長

それでは、会長については松村委員にお願いをするということで、ここで決定をいたしましたので、松村委員に以降会長として、本日の会議の進行をお願いしたいと思います。では、松村会長、よろしくお願いいたします。

松村会長

御指名いただきました松村でございます。一言ごあいさつをいたします。

私は情報公開制度につきましては、政府における制定、それから運用、それから改正等々、様々な場面で携わってまいりましたけれども、その中で一つやはりこの情報公開制度というのは、制度としては比較的簡単な仕組みですけれども、運用というのはなかなか難しいなというように考えております。

そういう意味で、この千葉県ではかなり独特の仕組みと申しましょうか、このような会議におきまして情報公開の事務処理の苦情を受け付けて処理する、それからまたいろいろ県民の御意見を踏まえまして、制度改善を図るという形で、平成 17 年からでしょうか、それから伊藤委員、井上委員は当初から御活躍だと聞いておりますけれども、そういう意味で制度運用のことについていろいろな実績を上げられたことについて、大変素晴らしいことだと思っております。

ここで、図らずも会長をお引き受けすることになりましたけれども、皆様方の御助力をいただきながら、この会議が引き続き素晴らしい実績を上げられるように、微力ながら務めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

松村議長

それでは、議事に入りたいと思います。その前に本日の会議録署名人を指名させていただきます。伊藤委員にお願いいたします。

次に、先ほど御覧いただきましたけれども、千葉県行政組織条例の

第 30 条の第 4 項に「副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する」と、すなわち会長の職務代理者の指定を行うということになっております。この職務代理者につきましては、菅野委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

菅野委員  
松村議長

(了承)

それでは、よろしくお願ひいたします。

次に、当会議には苦情処理調査部会というものが置かれておりますけれども、その部会に属する委員の指名につきまして、同じく千葉県行政組織条例の第 33 条第 2 項の規定によりまして、会長が指名するというように定められております。苦情処理調査部会は、千葉県情報公開条例第 27 条の 2 第 3 項、第 4 項の規定による、苦情の処理等を行うためのものであり、平成 17 年度第 1 回の推進会議で設置が議決されているものです。

この苦情処理調査部会では、苦情の申出を受けて、第三者的立場から事情を調査し、処理を行うという性格のものでございます。苦情処理調査部会に属する委員につきましては、そのような業務に精通されている弁護士の方々、本日、御参加いただいております、菅野委員、井上委員、伊藤委員につきましては、平成 17 年からこの苦情処理の業務を担当していただいておりますので、引き続きこの 3 名の弁護士の方々をお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

各委員  
松村議長

(了承)

なお、苦情処理調査部会の委員におかれましては、会議の終了後、部会長の選任を行うという手続がありますので、よろしくお願ひいたします。

苦情処理調査部会における苦情処理につきましては、平成 19 年度の第 2 回の推進会議における議論を受けまして、部会としての苦情処理の方針というのを決定いたしておりますけれども、部会の委員だけではなくて、部会への参加を事前に意思表示をいただいた住民代表の委員の方にも、参加いただくということになっております。

苦情の申出がありまして具体的に調査を行う場合には、参加いただける委員の名簿から、それぞれ御都合をお伺いした上で、担当の委員を指名させていただくということになります。苦情処理につきましては、先ほど指名させていただいた部会の委員の方々以外の、住民代表

の委員の方にも実際にその場に接していただきまして、苦情調査等において意見をいただきたいというように思っておりますので、是非、御参加をいただければと思います。調査への参加につきましては、後日、事務局から文書にて、参加の意思を確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の第2の議題、「千葉県情報公開推進会議の組織・運営について」という議題に入りたいと思います。これにつきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局（濱崎）

事務局を務めます情報公開・個人情報センター室長の濱崎と申します。私の方から説明をさせていただきます。

それでは、御手元の資料2、3ページを御覧いただきたいと思えます。議題2の「情報公開推進会議の組織・運営について」ということで、まずこの会議の設置の経緯、それから根拠について御説明を申し上げます。

まず、「1 設置に至る経緯」というところですが、平成15年9月に千葉県情報公開推進委員会からの提言がございました。この推進委員会は知事の諮問機関として平成14年10月に設置されたもので、当時、大量請求、大量の異議申立てによる、制度の円滑な運営に支障がみられる状況があり、請求者と実施機関の間のトラブルの解消・緩和、制度の円滑な運営を図ることを目的として設置されたものでございます。

推進委員会での検討の結果、対応策を提言としていただきました。提言の抜粋ですが、四角の枠内に記載してあります。まず一つ目として、「情報公開の在り方について県民の声を反映させることを目的とする『情報公開推進会議(仮称)』を設置することを検討すべきである。」。

二つ目、「申立てを受けて開示請求事案の処理・窓口対応に問題がなかったかを調査検討する機関として『情報公開オンブズマン(仮称)』を設置することを検討すべきである。なお、申立ては開示請求者のみならず、請求を受けた実施機関からも行うことができることとし、必要に応じて開示請求者から事情を聴いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第1次的判断を行うことができるようにすべきである。」という提言をいただきました。

この提言をいただいた後、さらに、平成16年8月に千葉県情報公開審査会からの答申をいただきました。この情報公開審査会は、行政



文書の開示決定等に係る不服申立てについて審議し、知事に答申する機関として設置されているものですが、この情報公開推進会議が設置される以前は、この審査会が制度の運営について知事の諮問に応じ調査審議し、知事に答申又は建議する権能を有しておりました。先ほどの推進委員会の提言のうち、条例改正を伴うもの、制度の基本にかかわることについて、知事から諮問を受け答申したものでございます。

四角の枠内を読み上げたいと思います。一つ目として、「情報公開制度の在り方について、県民各界各層の意見を取り入れ、検討する機関として、新たな第三者機関（情報公開推進会議（仮称））を設置することは、有意義であると考えられる。その意味で、委員に公募による一般県民を含める等、組織の構成に配慮すべきである。」。

二つ目として、「円滑な制度運用が阻害されている現状を改善するために、第三者機関の必要性は否定できないところであるが、第三者機関として別個独立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議（仮称）に円滑な運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることを検討すべきである。」。

これらの提言、答申を受けまして、(3)のところですが、千葉県情報公開条例及び千葉県議会情報公開条例の一部が改正され、この推進会議が設置されたという次第です。

次に、「2 設置の根拠等」について説明いたします。設置の趣旨ですが、情報公開制度の充実と円滑な運用のために、制度の運営の改善について、県民の意見を取り入れ検討し、併せて開示請求者等から、情報公開窓口の対応等に関する苦情処理を行う附属機関として設置するというものです。

設置の根拠、権能等の規定については、資料の4ページにその条文がございます。

千葉県行政組織条例第28条の別表第2で、附属機関名として「千葉県情報公開推進会議」、そして担任する事務について規定されています。また、別表第3で、組織、委員の構成、定数、任期が定められています。

その下に千葉県情報公開条例第27条の2とありますが、これが推進会議の権能について規定されているところです。ポイントを御説明いたします。

第1項、「千葉県情報公開推進会議は、情報公開制度の運営の改善に

関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関  
その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。」。

続きまして第 2 項、「県民は、情報公開制度の運営の改善に関する  
意見を推進会議に対して述べることができる。」。

第 3 項、「開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報  
公開に係る事務についての苦情があるときは、推進会議に対し、その  
旨を申し出ることができる。」苦情申出の制度です。「ただし、次の各  
号に掲げる苦情については、これを申し出ることができない。」とい  
うことで、審査会の調査権限についての苦情など、(1)から(3)につい  
ての事項は対象としないということにしております。

第 4 項、「推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったとき  
は、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。」。

そして第 5 項ですが、「推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を  
漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」これは推進会  
議の委員の皆様には守秘義務があるとの規定が置かれているものです。

以上のような規定になっております。

それでは、資料の 3 ページに戻っていただきまして、「3 委員の構  
成」でございます。現在の委員の具体的な構成ですが、学識経験者に  
つきましては、大学教授及び弁護士の方 4 名、住民の代表者につきま  
しては、各分野を代表する団体からの推薦に基づく選任による委員 4  
名のほか、一般公募による委員 2 名となっており、県民各界各層の関  
係者で構成されております。委員の任期は 2 年でございます。

次に、「4 具体的な活動」についてです。まず一つ目として、情報  
公開制度の充実と円滑な運営のため、請求、決定等の情報公開事務の  
状況等に基づき、制度の運営の改善について調査審議するというもの  
です。

そして二つ目として、情報公開事務に関する苦情を受け付け、第三  
者の立場から事情等を調査し、これらの苦情を処理するというもので  
す。

それでは、この推進会議の議事運営及び苦情処理に関する事項につ  
いて、御手元に配付の冊子「情報公開事務の手引」を御覧いただきた  
いと思います。赤いインデックスで「推進会議要領」というインデッ  
クスがあると思いますが、そこをお開きいただきたいと思います。「千  
葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」で、必要な事項

を定めております。

主なものを申し上げますと、まず第 2 条「調査審議の方法」では、会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、実施機関その他必要と認めるものに行政文書の提示、資料の作成を求めるものとするとして規定しております。

第 3 条は「会議録の作成」でございます。

第 4 条「意見聴取の方法」でございますが、県民が推進会議に対して意見を述べる場合の聴取方法について規定しております。

次の第 4 章は、苦情処理の規定です。

第 5 条「苦情の申出の方法」では、苦情の申出を、原則として、申出書（別記第 2 号様式）により受け付けるものとして、第 6 条「苦情の調査」の部分では、苦情の申出があったときは、苦情処理調査部会が苦情に係る調査を行うものとするとしてあります。

苦情処理調査部会の設置につきましては、推進会議の部会として、申出のあった苦情を専任的に処理し、また、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案等、これを「支障事案等」と呼んでおりますが、これに係る調査を行うため、推進会議が設置された平成 17 年度第 1 回の会議において、部会設置の議決がなされたところであります。

少し飛びまして、第 8 条「苦情処理の検討」の第 2 項で、部会は、苦情の処理に関する検討を行うとあります。

そして第 10 条「推進会議への報告」では、部会は、推進会議に対して苦情の処理に関する状況を報告するものとしてあります。苦情につきましては、苦情処理調査部会が専任的に調査・処理していただき、その処理に関する状況を推進会議に報告していただくこととなっております。

次の第 5 章は、支障事案についての規定です。

第 11 条「実施機関等の報告」ですが、県民の側は、推進会議に対して苦情の申出という制度がありますが、実施機関の側は、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案について、推進会議に報告するという制度があるというものでございます。

第 12 条の「支障事案等の調査」、第 13 条の「調査結果の報告」につきましては、苦情の申出と同様に、部会が調査を行い推進会議に報告をするということが規定されております。

次に「千葉県情報公開推進会議傍聴要領」について説明いたします。会議の冒頭におきましても会議録の作成・公表について申し上げたところですが、情報公開条例第27条の3により、この会議は公開となっております。「情報公開事務の手引」に「傍聴要領」というインデックスがあると思いますが、そのところに「傍聴要領」を挟み込んでおりますので御覧ください。これは推進会議で定めたものでございます。

1の「傍聴手続」ですが、「(1)会議の傍聴を希望する方は、原則として会議開始予定時刻までに、会場受付で傍聴券を受け取り、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。」としており、特にお名前を記入していただく必要はありません。原則として会議の開始予定時刻までにおいでいただければ傍聴できますという規定になっております。

以上が情報公開推進会議の設置に関する概要でございます。

続きまして資料の5ページ、情報公開推進会議の活動実績について御説明いたします。

まず、「1 第3期の活動実績」として、「(1)会議（全体会）の開催の状況」です。

平成21年度及び22年度には、それぞれ推進会議は2回ずつ行われ、部会が処理した苦情処理結果の報告のほか、部会の在り方及び苦情処理等についての意見・議論、意見書についての報告、苦情処理の結果これまでに推進会議から意見が出されたものに対する措置状況の報告及びそれに係る議論などが行われました。

次に、「(2)苦情処理調査部会の開催状況」でございます。

苦情に係る調査を行った調査委員は、調査の結果を部会に報告し、部会において苦情処理に関する検討を行うこととなっております。なお、検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があったと認めるときは、実施機関等に対し問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知することとしております。

苦情処理調査部会は各年度3回程度開催されており、平成21年度は申出のあった苦情9件のうち、実施機関に是正を求めた事案は5件、平成22年度は16件の苦情のうち、7件実施機関に是正を求めました。また、平成23年度には7月末現在で17件、先ほど司会の方からもお話しいたしましたが、8月5日にさらに1件の苦情の申出がされており、現在18件ということで、今後、苦情処理調査部会において調査

していただくことにしております。

次に、「2 これまでの主な検討内容」、資料は 6 ページの中ほどです。第 1 期から第 3 期までの検討内容ということで、まず「(1)請求件数等の公表方法について」ですが、推進会議における意見を受けて、公表の方法を変えたというもので、具体的な請求の傾向を県民に示していくこととしたものでございます。

「(2)開示請求書の受付番号について」ですが、これも推進会議における意見を受けて、請求者の利便に資する等の観点から、受付番号を付することとしたものでございます。

「(3)支障事案について」ですが、これまでに実施機関から、「制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案」について、推進会議に報告されたものが 2 件あり、その対応策が検討されました。

一つ目のアですが、「開示請求書に請求者の主観が記載され、文書の特定が困難で情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案」について報告があり、推進会議で検討いたしました結果の対応策です。請求者の主観というところとちょっと分かりにくいと思いますが、具体的には「何々についての違法が分かる書類」とか、そういった内容の請求書でございます。

(ア)として、開示請求に係る行政文書を特定することができない場合には、補正を求めることができるわけですが、補正を求めてもなお文書の特定ができない場合、報告された支障事案のような案件については、条例第 7 条第 1 項第 4 号の「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されていないことを理由に、請求を却下する。

(イ)として、開示請求権の濫用及び文書不特定と判断される開示請求に対する却下に係る不服申立てがあった場合、実施機関は情報公開審査会の意見を聴いたうえで、不服申立てに対する決定又は裁決を行う。

(ウ)として、意見照会の審査は、諮問の審査より簡易な手続とする。という対応を行うことといたしました。

二つ目のイですが、「開示請求権の濫用に当たるとして開示請求を却下した事案」について報告があり、推進会議で対応を検討いたしました。

具体的な内容を申し上げますと、当時「税務課に係る平成 18 年度の全ての文書」という請求内容で、実施機関では対象文書が大量である

ため、請求書提出時に口頭で請求対象の行政文書の絞込みを依頼しましたが応じてもらえず、その後文書により絞込みを依頼しましたが、回答が得られませんでした。

請求当日の開示請求者が口頭で行った請求趣旨の説明や、絞込み等の経緯を踏まえて、請求対象の行政文書が著しく大量であって、請求に応じることによる通常業務への影響は多大であり、また、過去の請求事例などと比較すると、適正な権利の行使に当たらないと判断し、開示請求を却下したというものでございます。

推進会議では、この処分自体はやむを得なかったものであるが、窓口対応について改善すべきである旨を、知事に申し入れることとされたところでございます。

次に、「(4)苦情処理調査部会のあり方について」です。部会における苦情処理については御説明したところですが、当初は弁護士の委員で構成される部会が担当してまいりました。

平成19年度第2回推進会議における議論を受けて、その後の部会において、部会としての苦情処理の方針が決定され、住民の代表委員にも苦情処理に参加していただくこととなりました。

なお、「イ 住民の代表委員の苦情処理への関与のあり方について」ですが、平成21年度第1回推進会議において意見があり、以来議論が行われました結果、住民の代表委員が関与する範囲について明確にしたところでございます。

資料の9ページを御覧いただきたいと思います。「苦情処理調査部会の運営について」というもので、住民の代表委員の苦情処理への参加について当初まとめたものですが、議論の結果、一番下の「4 委員が関与する範囲について」のイの部分ですが、「部会での最終的な議決・判断にあたっては、委員の意見を尊重するものとする。この場合において、意見が一致せず、部会で議決することが適当でない」と部会長が判断する場合は、推進会議に報告するものとする。」というように、修正を行っております。

委員の選任については、1の「ア 原則は委員の名簿順に、部会に参加する旨事前に回答があった委員を選任する」、「イ 参加の可否については、事前に確認する」とし、選任は部会長が案件ごとに行い、案件によっては複数名選任する場合や、選任しない場合もあるということになっております。

苦情処理への参加については、後日、事務局から文書にて、参加の意思を確認させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、「(5)『千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言』について」です。

平成19年度第3回推進会議における、苦情の申出及び開示請求却下決定等の報告を踏まえて、平成20年3月14日付けで推進会議会長及び苦情処理調査部会長の連名で、知事に対して提言書が提出されました。提言の内容につきましては、「ア 開示請求及び苦情の申出について」、「イ 窓口対応マニュアルの見直し」、「ウ 濫用的請求を理由とする開示請求却下決定について」でございます。

この提言を受けまして、「県職員のための情報公開事務マニュアル」を作成し配付するほか、制度の周知徹底のため説明会を実施するなど、制度のよりの確な運用について職員の指導に努めたところでございます。

最後に、「(6)苦情処理について」です。推進会議が設置され、苦情処理が行われた平成17年度から22年度までの処理状況をまとめたものです。

苦情処理の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる事項について、是正を求めた主な内容ですが、①開示請求に係る個人情報の漏えい、②対象文書の特定や特定に係る補正の手続、③開示決定等の期限の徒過、④異議申立てに対する処理、⑤異議申立てに係る文書の保存期間の設定、⑥開示を実施する文書の処理、⑦開示請求者に対する窓口対応、などについて是正を求めています。

平成22年度第1回推進会議において、これまで推進会議から是正の意見を出したものに対して、実施機関でどのような措置がされているのか報告してもらいたいという御意見を受け、措置状況を取りまとめて、前回の推進会議で御報告させていただきました。この取りまとめ資料につきましては、推進会議の会議資料として県庁ホームページにも掲載しているところでございます。

なお、実施機関においては推進会議からの意見を受け、すべて改善の措置が行われている状況でございます。また、情報公開条例を所管いたします情報公開・個人情報センターにおきましても、全所属を対象に行う説明会や所属ごとに行う職場研修など、機会あるごとにこの取りまとめ資料を活用し、具体的な苦情事例を挙げながら留意事項を

説明するなどして、周知徹底を図るとともに、再発防止と制度の適正な運用に努めているところでございます。

説明は以上でございます。

松村議長           ありがとうございます。委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思いますが、その前に、これまで推進会議委員として携わってこられました委員の方々から、何か補足や御意見等ございましたら、いただきたいと思いますがいかがでしょうか。かなりの経緯がある会議、活動のようですけれども。何かございますか。

菅野委員           補足意見は特にありませんが、質疑、意見のところで述べさせていただきます。

松村議長           分かりました。それでは、今、菅野委員からございましたけれども、今の事務局の説明に対して、御質問あるいは御意見等ございましたらどうぞ。では、菅野委員、どうぞ。

菅野委員           あまりオーバーな話ではないんですけども、今、事務局から説明をいただいた時系列的な情報公開条例等を含めた、千葉県における制定、運用を見てみますと、今日の私たちが今いる情報公開推進会議が設置されたのが、平成 17 年の 4 月で、これが新しい現在の情報公開条例とちょうど同じ時期だと。

それから 6 年たって 4 期目ということになっているわけですが、その間携わってきておりますけれども、国の方でも情報公開法について、一応審議を始められているような経過もありますし、県のレベルでも情報公開条例がこのままでいいのかどうか、もう少し条例自体を改正する必要があるのかないのか、さらには運用についてこのままでいいのか、それから、後で述べますが、苦情処理などについてもこの 6 年間を少し整理をして、今後進めていった方がいいのか。そういうところを、今年度 4 期目の課題として取り組んではどうかと思っています。

松村議長           今のことについて、資料 7 として「情報公開法改正の概要」という資料が入っておりますけれども、この説明のときでも結構ですが、今の委員の御意見について、何か説明できることがありましたらお願いします。

事務局（濱崎）    条例の改正については、また最後の方で説明したいと思います。

松村議長           分かりました。それでは、ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。



それでは、次に議題の3「開示請求等運用状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（濱崎）

それでは議題3の「開示請求等運用状況について」、資料の3と4を使いまして説明させていただきます。資料3、11ページを御覧ください。本県の情報公開制度の沿革につきまして、簡単な表にしたものが11ページの資料でございます。

昭和63年10月に、千葉県公文書公開条例の施行からスタートしております。そして平成13年4月に、現在の千葉県情報公開条例が施行されました。なお、この施行に併せまして、「行政資料有償頒布実施要綱」であるとか、「県政情報の公表に関する要綱」が併せて施行されたところです。

その後、先ほども説明いたしましたように、情報公開推進委員会の提言、情報公開審査会の答申をいただいた上で、平成17年4月に条例の一部を改正いたしまして、ほぼ現在に至っているところでございます。この17年の条例改正で、情報公開推進会議や審議会等の会議の公開の規定を、新たに入れたところでございます。

続きまして資料12ページを御覧ください。12ページは「請求等の状況」についての数値をまとめております。

まず、「(1)開示請求件数の推移」でございます。請求件数は当該年度に開示・不開示の決定を行った件数ということで、請求の数というよりも請求の対象となった文書数で示しております。

御覧になっていただくと分かりますように、平成11年度に5万件に近い請求が行われたところですが、その後は1万ないし2万件程度で推移してまいりましたが、平成21年度は3万6千件、平成22年度が5万4千件と増えております。

増えた理由といたしましては、支出負担行為支出伝票の請求があったため、請求件数は文書数で数えているため、決定した伝票の数が件数となっているということで、このように多くなっております。請求者数は、平成11年度は175人でしたが、現在は約400人という程度でございます。

次に、「(2)実施機関別請求件数」でございますが、平成11年度から15年度までは教育委員会への請求件数が多くなっていますが、平成16年度から知事部局への請求が多くなって、逆転しております。なお、平成22年度に教育委員会への請求が増えているのは、これも先ほど

説明しましたように、支出負担行為支出伝票の請求があったためでございます。

次に、「(3)請求件数及び開示等の実施状況」でございます。請求に対して開示決定等をした割合が示されております。ここで「不存在等」とありますが、平成 12 年度までは、文書を作成していないとか、廃棄してしまって文書がないといった、文書を保有していない場合はこの「不存在等」に含めており、決定書が別の扱いになっておりました。しかし、平成 13 年度以降は現在の条例になりまして、そのような「不存在」も不開示決定をするということになっておりますので、「不開示」というところに含めております。

また、「却下」の欄ですが、平成 13 年度から 18 年度までは、請求があった文書が、既に文書館等で閲覧できる場合などの件数を記載しております。また、平成 19 年度、20 年度は、先ほど支障事案ということで説明しましたが、補正要求をしても文書が特定されるように補正がなされなかった場合に却下処分にした件数といったものが入っておりますので、数値が増えているという状況でございます。

次に、資料の 13 ページを御覧いただきたいと思っております。「(4)請求件数の各県比較」ですが、千葉県は請求件数は多い方になっております。なお、東京都はカウントの仕方が違うということで、単純には比較できないということでございます。

次に、「3 不服申立ての状況」について説明をいたします。まず「(1)不服申立て事案の推移」についてですが、平成 11 年度、12 年度に千件単位で不服申立てがありました。その後は落ち着いているところであります。こちらの方も開示請求件数と同様に文書数でカウントしております。

次に、「不服申立ての処理状況」で、(2)が過去からの累計、(3)が平成 22 年度の処理状況です。累計で見ますと、処理済の約 1 万 2 千件のうち、大半の約 9 千件が取下げとなっております。これは過去に大量の異議申立てが出たものが、平成 15 年度、16 年度当時、情報公開推進委員会や情報公開審査会で議論を経た上で、請求者と実施機関との話し合いで取下げに至ったものでございます。

運用状況については以上です。

松村議長

ありがとうございました。今の説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

中谷委員 よろしいでしょうか。

松村議長 はい、どうぞ。

中谷委員 千葉県は請求件数が異常に他県より多いというのを、私は全く素人ですが、何かの情報で聞いたような記憶があるんですが、その理由というのは何なんですか。

事務局（濱崎） 特定の方がたくさん請求されたというのがあるというのが、事実でございます。他県でも恐らくそういうことはあるんだと思いますが、千葉県の請求件数が多い理由は、そういうことだろうと思います。なお、ここ 1、2 年多いのは、先ほども説明しましたが、伝票の請求が多いからです。

中谷委員 と言いますと、実態の中身の数表でないと、ちょっとこの表を見ても何ともコメントも意見も申し上げようがないような表になっていますので、例えばカウントの仕方が違うんだったらカウントは統一化というか、他県と比較がしやすいような数の数え方というのが、あるのかなと思いますけれども。

全体的に、御説明されたことはちょっと聞いた記憶もありますので、あまり深く質問するとよくないのかもしれないので、やめておきます。

松村議長 この資料を見ても、知事部局が多いのは規模的には当然ですけども、教育委員会が多いというの、半分ほどを占めておりますので、やはり一つの特徴です。まあ、その辺で何かあるのかなということでしょうかね。

それから、これは私からの質問なんですけど、開示請求等件数の請求者数がありますが、これは延べですか、それとも名寄せした数ですか。これが延べだとすると実際の件数に近いんですが、この人数はどのようなカウントでしょうか。

事務局（濱崎） 名寄せした実人数でございます。

松村議長 実人数。では、418 回の請求というよりも、もっと回数が多いということですね。

事務局（濱崎） はい、そうです。

松村議長 分かりました。では、いわゆる他の機関で行っているような、請求件数を示すわけでもないですね。請求件数をどういう形でカウントするかというのは、これはなかなか難しいです。

中谷委員 恐らく支払いの伝票 1 枚を 1 というカウントですね、先ほどのお話

ですと。

松村議長

でも、職員の出張状況なんていいますと、出張の報告書か命令書が出ますね。1年分だと枚数がたくさん出ますけれども、それごとにカウントすると相当な数になってしまう、そういうケースですね。

中谷委員

ただ、他県が同じカウントをされているならそれでいいんですけど、比較した表になっていますので、他県の場合はどうなのかなと思って質問したんですけれども。

松村議長

まあ、伝票ごとというのは多分少ないんじゃないかと思います。ないことはないと思いますけれども。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは次の議題 4、「苦情処理等の報告について」、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（濱崎）

すみません、先ほどの説明の中で資料 4 も一緒に説明する予定だったんですが、資料 4 の説明を落としてしまいましたので、それを先に説明させていただきます。

資料の 15 ページ、資料 4 でございます。これは本県の情報提供の状況についてまとめたものでございます。県では、いわゆる開示請求による情報公開と併せまして、県政に関する情報を積極的に提供、公表することに努めておるところです。

まず、「1 県政情報の公表について」ですが、県の基本計画や主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的に公表するため、「県政情報の公表に関する要綱」を制定いたしまして、文書館においてその情報を公表しております。

平成 22 年度の公表資料件数が 1,823 件となっております。なお、各部の代表的な公表情報を、16 ページに一覧表にして挙げております。主なものといたしまして、例えば総務部では「知事等交際費執行状況」、健康福祉部では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症発生概況」、県土整備部では「平成 22 年度発注予定工事」などがあります。

また、15 ページにお戻りいただきたいと思います。千葉県では重要な媒体であるインターネットによる情報提供として、千葉県ホームページを開設しております。こちらのアクセス数は一覧表のとおりでございます。平成 22 年度から順次リニューアルを行い、公表情報も充実させてきているところでございます。

続きまして、「2 行政資料有償頒布について」ですが、「行政資料有償頒布実施要綱」を制定いたしまして、県の作成する行政資料を文書館で一般県民向けに販売しております。平成 22 年度の頒布状況は、494 種類の行政資料を頒布対象として、うち 319 種類について販売いたしました。17 ページに主なものについて記載してございます。22 年度、21 年度も同じなんですが、最も多かったのが「千葉県職員録」、そのほかでは「防災誌『風水害との闘い』」、「職員の給与等に関する報告及び勧告」、「野菜ハンドブック」などが多くなっております。

情報提供の状況について説明を終わります。

松村議長

これは議題の 3 の追加的な説明ですね。何か御質問はございますか。

私から 1 点だけ、15 ページのこのホームページのアクセス数というのは、平成 22 年度は 1 億 2 千万件ですか。これは特定のものか何かがあるんですか。1 億 2 千万件のうち、一番多いのは何か分かりますか。1 億 2 千万というのはかなり多いような気がしますけど。

事務局（濱崎）

この 1 億 2 千万件というのは、トップページにアクセスした数ということで、その先に何を具体的に見ているのが多いのかというところまでは、ちょっと把握していません。

松村議長

分かりました。ほかによろしいですか。

それでは、議題の 4 といたしまして、「苦情処理等の報告について」、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（濱崎）

それでは、苦情処理の状況等について説明させていただきます。御手元の会議資料の資料 5 を御覧ください。「苦情処理等の報告について」でございますが、この資料は 20 ページから 25 ページまでの「苦情申出一覧表」と、26 ページから 32 ページまでの「処理結果通知書」で構成されております。

まず、前回の推進会議以降、苦情処理調査部会で処理していただきました、苦情 13 から苦情 16 までについての苦情の概要と処理結果について、説明させていただきます。

苦情 13、処理結果ですが、20 ページでございます。

初めに、苦情の申出日ですが、平成 22 年 11 月 9 日、実施機関は知事で、担当課が建築指導課及び安房地域整備センターでございます。苦情 13 につきましては、菅野委員と、前の委員である澤田委員に実施機関への調査を実施していただき、6 月 3 日に開催した苦情処理調査部会で検討いたしまして、6 月 29 日付けで申出人へ処理結果を通知

したところでございます。処理結果は 26 ページでございます。

苦情の内容ですが、この一覧表に沿って説明いたしますと、対象文書を特定しない、担当者が勝手な解釈をしてくれようとしたというもので、本事案につきましては、開示請求された際の、実施機関による対象文書の特定に関する苦情であるということで、調査をいたしました。

処理結果ですが、「建築指導課担当者の窓口対応は、開示請求書受付時の安房地域整備センターにおける窓口対応を踏まえたものであり、建築計画概要書に関する誤った解釈を行うなどの事実は認められないことから、申出人の主張する事実は見受けられない。また、開示請求書受付時の実施機関における窓口対応において、請求内容の確認及び対象文書の特定を行っており、申出人の主張する事実は見受けられない。」というものです。

続きまして苦情 14 でございますが、申出日は平成 22 年 11 月 9 日、実施機関は知事、担当課が安房農林振興センターでございます。苦情 14 につきましては、井上委員と、前の委員の橋本委員に実施機関への調査を実施していただきました。

苦情の内容ですが、異議申立ての決定による開示決定の方法がでたらめであるとして、具体的には 3 点、「再決定にも教示で異議申立てをしてから裁判としている」、それから「異議申立ての決定後の決定通知書の書式がきちんと制定していない」、それから「文書番号がダブっていた」というもので、本事案につきましては、不服申立ての一部認容決定に従って、改めて開示部分を広げる開示決定等を行った際における手続に関する苦情であるということで、調査を行いました。

処理結果といたしましては、「行政事件訴訟法の規定に基づき、処分取消訴訟は直ちに訴えを提起することが可能であることから、再決定にも教示で異議申立てしてから裁判としているとの主張について、その事実は見受けられない。また、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱で、異議申立て後の決定通知書の書式は制定されていることから、申出人の主張は認められない。」。

3 点目の文書番号がダブっていたという主張については、「異議申立ての決定と再度の部分開示決定を同一の起案で処理したことにより同一の文書番号が付されたとのことであり、実施機関の事務処理に特段不適正な点はないが、枝番号処理を行う等、異なる文書番号を付する

ことが望ましい。」というものでございます。

続いて苦情の 15 ですが、次のページの資料の 21 ページです。申出日は平成 22 年 11 月 26 日、実施機関は監査委員、調整課及び監査課でございます。苦情 15 につきましては、伊藤委員、それから前の委員の藤井委員に実施機関への調査を実施していただきました。

苦情の内容ですが、故意に決定通知書を発行しない、10 日以内に決定通知が発行できるのに 12 月定例県議会で追及されないよう不作為。」というものです。

本事案は、知事、総務課と監査委員に対して同じ内容の開示請求がなされたものですが、開示請求があった日から決定等を行った日までの期間が異なるという、決定までの期間に関する苦情であるということで、調査を行いました。

処理結果といたしましては、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に、行政文書不開示決定を行う場合には、開示請求に係る行政文書の保有の有無を確認する必要がありますが、千葉県知事、今回は総務課でございますが、総務課が行った行政文書の保有の有無の確認に不適正な点は認められず、監査委員も行政文書の保有の有無を適切に確認しており、監査委員が速やかに開示決定等を行うよう努めていないとは認められず、その事務に不適正な点はないという処理をしたものです。なお、総務課も監査委員も、いずれも開示決定期限内に決定をしております。

最後に苦情の 16 ですが、申出日は平成 22 年 11 月 30 日、実施機関は知事で、担当課が安房地域整備センターでございます。苦情 16 につきましては、菅野委員、それから前の委員の柳瀬委員に調査を実施していただきました。

苦情の内容ですが、不法行為の隠ぺい、建築基準法が改正され構造計算書の頁を記入しなければならなくなったのに、建築確認申請書の不備又は差し換えを隠すために、頁が写らないように拡大コピーをして閲覧させたというものです。

本事案については、実施機関が苦情を申し出たものに対して閲覧させた、対象文書のコピーの方法に関する苦情であるとして調査をいたしました。

処理結果といたしましては、「申出人が閲覧した文書の写しを添付してきたことから、実施機関に当該文書の原本を提出させ、それぞれ比

較してみたが、対象文書の拡大コピーは認められなかった。」というものでございます。

苦情 13 から 16 の処理結果は以上です。

続きまして資料の 22 ページを御覧ください。22 ページから 25 ページにかけては、本年度に入り 5 月以降、これまでに 18 件の苦情が出されております。

苦情の内容につきましては、文書の特定であるとか、窓口対応、異議申立ての事務処理など多岐にわたっております。5 月以降ということで、6 月 3 日の苦情処理調査部会での処理が間に合わなかったことと、推進会議の委員も交代するということから、現在未処理のままとなっているところでございます。

今後、弁護士である苦情処理調査部会の委員以外の委員の中で、苦情調査に携わる希望についての照会をさせていただきまして、速やかに部会長と事案の割り振りを相談しまして、調査をお願いしたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議題 4 の「苦情処理等の報告について」の説明を終わらせていただきます。

松村議長

ありがとうございました。22 年度の苦情についての処理状況の説明がありましたけれども、これは菅野前部会長、何か補足するようなことはございますでしょうか。

菅野委員

報告いただいたことについては、特に補足することはありません。昨年度から、苦情処理をどのようにしたらいいのかということで、前年度の苦情処理調査部会、推進会議の方でも議論をしておりましたので、今年度は是非その辺りをもう少し議論をした上で、苦情処理をどのように進めるか、皆さんの意見を出していただければと思います。

単純に申し上げて、この資料の 6 ページをちょっと見ていただきたいんですけども、「平成 21 年度の苦情処理状況」、結論だけですが、9 件あって 6 名の方が申し出たと、それで、是正を求めたのは 5 件だったと。これはある意味では成長したというように考えるんですね。ところが 22 年度になりますと、16 件申し出がありましたと、ところが実際は 2 名の方が 16 件申し出ているという状況で、もちろん全く是正を求めた事案がなければ、もうこの苦情の申出がおかしいよということで終わってしまうんですが、必ずしもそうではなくて、是正を求めた事案が 7 件あったということになると、まあ、実施機関の方の対



応にも、まだまだ問題が残っているというように考えざるを得ない。

それから、今年度は後で協議になるんだと思いますが、17件、今日現在だと18件、これもまた2名の方で、実際は1名の方が17件申し出て、1名の方が1件申し出ているというようなので、この辺りを、特に大量に申出をされている方の苦情が非常に似通ってしまっていて、それを一つ一つ苦情処理調査部会で調査をしているというのが、なかなか大変であるということで、かなり整理をした上で本当に苦情としてちゃんと調査をする案件を絞って、その場合は、申出人と実施機関と両方からきちんと事情聴取をした上で、結論を出すような方向にしないと。

苦情処理調査部会も形式審査だけでやっていても、あまり意味がないという形になりかねないし、また、今申し上げましたように、実際上きちんとした調査ができているのかどうかということも、若干不安になりますので、少しその辺りを整理をしていったらどうかというように、前期の部会長としては思っておりますので、是非皆さんの御意見をいただければと思います。

一度、弁護士と一緒に調査に加わっていただけると、大体分かると思うんですが、ちょっと昔の平成11年ころに、非常に、先ほど説明のあったように、公開請求が大量に出て、それから不服申立ても大量に出て非常に停滞をした、それとは違いますがけれども、苦情処理についても、かなり意味のない苦情も、大量になされているのが現実ではないかなと。かといって、調べないと意味がないかどうか分からないものですから、調査をする方からすると非常に困るというような状況があることは事実なので、その辺を是非、御検討いただいて、皆さんの方でもいい御意見があれば、寄せていただければと思います。以上です。

松村議長

過去のものを読ませていただきますと、大変きっちりした調査、処理をされているなというように感じ取ったわけですがけれども、今の部会長からのお話のように、特に同一の方からいろんな形で出ている場合にですね、どのような調査を行うか、その前にどういうふうに分担をするかということ踏まえまして、苦情処理調査部会の方でよろしく御検討をお願いいたしたいと思います。

関連いたしまして、ほかの委員の方から御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

渋沢委員

渋沢です。今、御説明いただいたことに関してなんですけれども、私は通常、福祉の相談の仕事をしているものですから、いろんな生活課題を持っていらっしゃる方の話を伺うことが結構多いんです。この方は部会長さんが御説明いただいたように、お一人で 17 件の苦情を出されるということは、もちろん権利としては間違っていないわけで、そのこと自体は否定することではないんですが、ただ、感じとして何か生活上で苦しかったりとか困ってらっしゃったりとか、そういうようなことがあるんじゃないかなという印象を受けるんですが。

この苦情の解決に向けての検討をしていく上で、そういう観点での、申し出された苦情についての検討をなさるのはもちろんなんですけど、一方では背景で、その申出をしている人の生活上の困り事というのが、同時にどこにあるのかとか、そういうような観点でのかわりをなさるようなことはあるのでしょうか。

菅野委員

まず、結論はありません。それで、情報公開はその公開請求をする人が、それをどういう目的でしているかというのは必要がありませんので、まあ、それを政治的に使いたい方もいるし、自分の商売で使いたい方もいらっしゃるかもしれませんが、何のためというのを書く欄がありませんし、求めています。情報公開をされて、それで不服があるときに苦情を申し出て、苦情処理をして情報公開の運用を改善していこうということでこの制度をつくったんですが、公開がうまくはかどらないときに苦情に回ってくるという構造に、この方の場合になっているような気がします。

だから、それ以上に生活上のどうのこうのというところまでは、こちらも踏み込んでおりませんので、そういうことが必要なかどうかという問題も、皆さんの意見があれば協議をしたいと。ただまあ、プライバシーの問題もありますし、ちょっとなかなかその人の生活のところまで、こちらが情報公開の問題で入っていけるのかという、若干疑問点は持っているということで、現在はそういうことは一切してないということで、御理解ください。

渋谷委員

すみません、素朴な質問なんですけど、この処理をなさるときに申出人の方とはお会いになるんですか。

菅野委員

先ほど申し上げましたけれども、案件を見て会う必要があるものは会っております。意見を聴いています。ところが、多分 7 割か 8 割はその方と会っても、申出に書いてある以上のことを聴き出せないだろ

うということで、会っていないということです。1、2割は会っているというように御理解ください。

中谷委員

今の延長線上の話ですけれども、この情報公開推進会議としてはどうか、こういう立場として個人の方のプライベートに入ることは、当然できないと思うんですけれども、何かやり方を考えて元を断つことを考えないと、恐らく行政コスト等を考えて、マニアックな方がどんどん増えてくれば、意味のない仕事をお金をかけてやるだけのことになるわけで、今、委員がおっしゃったように、プライベートにあまり入りこむことは不可能なのはよく理解できますが、例えば、回答は必ずしかるべき人が持って行って、そこでコミュニケーション、会話を交わすことによって、先々そういうマニアックな部分がなくなるように努力するとか。

ちょっと回り道ですけど、何かそういう方法論もお考えになった方が、いいような気がしますけれどもね。

松村議長

いろいろ御意見が出ております。今後はそういうことも、今の発言を踏まえて参考にしながら、部会長、部会の委員の方々でよろしくお願いいたしたいと思います。

私の考えを少し簡単に述べておきますと、類する経験もありますけれども、やはり部会長がおっしゃいますように、あくまでもこの情報公開制度、あるいはこの推進会議の役割という前提で、そこは淡々とやる以外ないのではないかと。ただ一つ言えるのは、いろんな形でのこの情報公開制度のいろんな側面について、同一の方からいろんな苦情、意見が出てくる場合があります。ただ、そのときに結構共通する根っこがあるときがあるんですね。十分な説明が足りないとか、請求人の思うような迅速な処理ができてないとか、結構共通な問題点がある場合もあります。

そういう点については、部会等でよくまた御検討いただければよろしいのではないかと。やはりこの情報公開制度に関する推進会議という立場で、やらざるを得ないのではないかと思います。まあ、それ以外に御本人の方に何か御希望があれば、また別途の手段というのはあるのかもしれませんが。

それでは、続きまして次の議題の 5 になりますが、「情報公開制度の運営の改善に関する意見書について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（濱崎）

それでは議題 5 の意見書についての御説明をいたします。

資料の 33 ページから 35 ページ、資料 6 というところですが、本年の 4 月 4 日付けで 1 件、6 月 1 日付けで 2 件、合計 3 件の意見書をお一人の方からいただいております。また、36 ページ 37 ページには事務局の方で用意した、この意見書に係る条文を掲載しておるところでございます。

1 件目の意見書、33 ページの意見書ですが、「意見書 1」と呼ばせていただきますが、こちらを御覧ください。意見書 1 については 4 月 4 日付けで出されております。

内容としては 3 点ございまして、1 点目は「異議申立て先を『実施機関の長』から『情報公開審査会』とし、同審査会に『異議申立てに対する決定』をする権限を与えるよう情報公開条例を改正する。（訴訟の被告も同審査会とする。）」。

2 点目が「現在同審査会は異議申立ての『諮問の答申』をしているが『決定』ではないため、手抜きがある。改善の見込みなし。」、そして、例として建築士法で建築士の生年月日について、一般の人に閲覧できるとされているのに、個人情報で不開示としてよいという答申をしていると。

3 点目として、「実施機関の長へ異議申立てをすると同審査会へ諮問まで 1 ヶ月、同審査会の答申後 1 年以上も決定が出ない。異議申立てから 3 ヶ月たてば訴訟ができるが、決定が出てから訴訟の場合、それまでに対象文書を破棄されたことがある。決定までの期間短縮のためには同審査会は答申ではなく決定の権限を与えなければならない。」。

こういった内容の意見書でございました。三つの意見が述べられているところでございますが、一つ目の意見の要旨は、千葉県情報公開審査会を不服申立てに対する決定又は裁決を自らできるような機関とすべきだという意見であると思われま。

情報公開審査会は、行政文書の開示決定等について、行政不服審査法による不服申立てがあったときに、それに対する決定又は裁決をすべき実施機関、知事等からの諮問に応じて、開示決定等が妥当であったかを審査し、実施機関に答申をするという、千葉県行政組織条例に基づき設置された機関でございます。

これに対して意見書では、諮問、答申ではなくて、自ら審査会が決定又は裁決できる権限を与えるよう、情報公開条例を改正すべきとい

うように述べております。この意見書に対する事務局の整理を説明させていただきますと思います。

まず、普通地方公共団体の事務を自らの判断と責任において、管理執行する権限を持つ機関を、地方自治法上「執行機関」と呼んでおります。資料 36 ページの関連条文の一番上、地方自治法第 138 条の 2 では、そのような執行機関の定義をしているところでございます。

第 138 条の 2 を読みますと、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」。

また、同法第 138 条の 4 第 1 項では、「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。」とあり、執行機関たる委員会又は委員を設置するには、必ず法律をもってしなければならないとされております。したがって、条例をもって普通地方公共団体に執行機関たる委員会又は委員を設置するということが、許されないということになっております。

千葉県行政組織条例で設置されております千葉県情報公開審査会に、条例を改正して行政不服審査法の規定に基づく、決定又は裁決の権限を与えることは、地方公共団体の意思というものを最終的に決定し、自己の名において外部に表示する権限を与えることとなり、今、御説明いたしました地方自治法に反するおそれがありますので、できないものと考えております。

それから二つ目の意見ですが、これは情報公開審査会に決定権限を与えるべきであるとする一つ目の意見の理由であるというようにも考えられますが、情報公開審査会の答申に対する意見が述べられておるところです。本来、この情報公開推進会議の場で、情報公開審査会の権限に属することについて、意見を述べることは適切ではなく、越権行為とも受け取られかねないところではありますが、例として意見書の中で述べておりますので、あえて説明をさせていただきますと思います。

一般的に、不服申立てが提起されたことにより、行政処分の当否を判断するに当たっては、不服申立てが提起された時点など当該処分を見直す時点ではなくて、当該行政処分が行われたときの法令等を基準

として判断するものと考えております。意見書を提出された方が例としている「建築士の生年月日は名簿に記載され一般の者に閲覧できる」としていることについては、建築士法第6条第2項の規定によるものを指していると思われま

す。建築士法第6条第2項は、平成18年の法改正により追加されてお

りまして、当該規定は平成20年11月28日から施行されており、当該規定により閲覧に供されるのは、平成20年11月28日以降となっております。意見書を提出された方が例としている答申は、平成18年7月に行われた部分開示決定に係るものであります。したがって、平成20年11月28日以降の制度を、平成18年7月の部分開示決定に対する判断で考慮することは適当ではないと考えられます。

参考となる判例を資料の36ページに掲載しております。二つありますが一つ目の判例を一部読み上げさせていただきます。最高裁の昭和27年の判例ですが、「行政処分の取消又は変更を求める訴えにおいて裁判所の判断すべきことは係争の行政処分が違法に行われたかどうかの点である。行政処分の行われた後法律が改正されたからと言って、行政庁は改正法律によって行政処分をしたのではないから裁判所が改正後の法律によって行政処分の当否を判断することはできない。」というものでございます。

次に、三つ目の意見ですが、これも情報公開審査会に決定権限を与えるべきとの意見の理由とも考えられますが、不服申立ての決定までの期間短縮についての意見が記載されております。

知事部局におきましては、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱というものを定めておりまして、その中において「答申を受けた日から決定までの標準的な処理期間は、答申が原処分を妥当とする場合は30日、その他の場合は60日とする。」としております。また、「担当課は、前年度に答申を受け付けた事案において、決定までに90日を超えたものがあつた場合は、毎年7月31日までにその理由等を総合窓口

に報告する。」とも規定されております。

したがって、情報公開センターの中にございます総合窓口は、担当課における答申後の決定状況を把握する立場にあることから、標準的処理期間の遵守を実施機関に指導することが望まれるところであり、今後も標準的処理期間が遵守されるよう、指導等を行ってまいりたいと考えております。

松村議長

続けてよろしいでしょうか。

どうでしょうか。先ほど制限の話がありましたけれども、県の情報公開条例第 27 条の 2 第 2 項によりまして、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができるという規定に基づきまして、3 件の意見書が出ているわけですね。これについて審議をし、制度改善の必要性があれば適当な建議等を行うという役割が、この会議にあるのではないかと思います。

この 3 件は関係しているようではすけれども、取りあえず内容がそれぞれでありますので、1 件ごとに委員の方々の御質問なり、あるいは御意見をいただいた方がよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。まず、最初のこの一つ目の意見についてですね。

私の方から若干補足させていただきますと、行政事件訴訟法が平成 16 年に改正になりまして、今は、国の場合は各省大臣ではなくて国自体が被告になっているわけですね。地方公共団体の場合も執行機関それぞれではなくて、県がトータルで被告になるという形になっておりますので、審査会が仮に執行機関になっても訴訟の被告というのは、県知事ということになるかと思えます。

それから処分時の議論ですけれども、先ほど、判例等で、ほかの事案についての説明がありましたが、情報公開訴訟においても、適法・違法の判断の基準時というのは、裁判時点ではなくて開示・不開示を判断した処分時点であるという、最高裁の判決もあります。情報公開の場合は、判決時でいいのではないかという有力な学説もありますけれども、最高裁は他の事案と同様に、情報公開につきましても一応処分時で適法性・違法性の判断をすべきという判決を出しております。

それから、地方公共団体の情報公開審査会につきましては、先ほど説明がありましたように、地方自治法の執行機関法定主義という制約がありまして、諮問機関にせざるを得なかったと。国の方で情報公開法をつくる段階で、そのことも議論になりまして、国の場合は法律になるわけですから、当然、裁決機関、処分権を持たせることができたわけですけれども、どうするという議論をやりまして、結局、諮問機関の方が適当であるという結論をいたしました。

簡易迅速に第三者的な立場から、まあ、ある意味では思い切った開示等を指摘すると、それを行政庁がそういうことも当然尊重しながら、最終的に行政の責任者として開示・不開示を決定するという仕組みの

方が、この情報公開制度としては適当ではないかということで、国の場合は法的な措置というのが可能であったわけですがけれども、地方公共団体の情報公開に関する審査会等の実績を踏まえて、同様の手段が適当であるという判断をいたしましたし、その後の国の審査会の実績についても、評価する意見が多いというように理解をしております。その前に、地方公共団体の場合は、法的な制約があるというのが事実であろうと思います。

もう1点は、若干この意見書の趣旨が分かりにくい点もあるんですけども、不服申立てと訴訟というのは御承知のように自由選択主義になっておりますので、不服申立てを経なければ訴訟を提起できないという仕組みではありませんので、不服申立ての手続が遅れることによって訴訟に影響が出るというのは、制約はないというのが法的な事実関係になります。意見書の趣旨がどういうものだったのかが若干分かりませんが、もしそういうことでしたら、そこは法的には不服申立てを出しておいてその結論が出なくても、あるいはそれと同時に訴訟の提起ができるというのが、法的な手続になっております。

菅野委員  
松村議長  
菅野委員

1点よろしいですか。

はい、どうぞ。

今の点は事務局、それから会長からの説明で結論は全く異議ありません。ただ、この方が言いたいことは、多分Aさんという方だと思うので、この方が言いたいことはこういう前提があると思います。情報公開請求をしたら不開示になった、部分開示になったと、それで異議申立てをしたと。最終的には情報公開審査会で審議をして、その当、不当を判断するわけですが、その期間が非常に長過ぎると。異議申立てをしてから情報公開審査会にまず行くまで、長過ぎるのではないかとということと、さらに、多数の事案があるものですから、情報公開審査会も速やかに結論を出すことができないので、1年ぐらいかかってしまうんですね。

それで、審査会から答申が出て、それからそれは決定ではないものですから、今度はもう一度実施機関に戻って、そこが開示するかどうかを決めるというような法律構造になっているので、そこでまた時間が経ってしまって、なかなか目的が達せられないということに対する不満ではないかと思えます。

だから、法律的にはもうこの人の言っていることは通らないんです



けれども、前提としてはそういう頭があって、そういう不満を、こういうふうになれば解消できるのではないかと述べられているというように理解をしておりますので、まあ、その点について私たちがここで議論することではないんですけれども、やはり異議申立てがあってから審査会へ諮問するまでの期間をある程度短縮するとか、そういうことは考えてやるということでもいいのかなと、個人的には思います。

松村議長

それでは、二つ目の事案についての説明をお願いいたします。

事務局（濱崎）

意見書の 2 枚目でございます。資料の 34 ページでございますけれども、「実施機関に千葉県建築審査会と千葉県国民健康保険審査会を加える。二つとも法定機関であり、知事部局の機関ではない。他にも法定機関があればそれも実施機関に加える。」という意見書でございます。この意見書は、千葉県情報公開条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関に、千葉県建築審査会、千葉県国民健康保険審査会等の法定機関を加えるべきであるとの意見であると思われまます。

千葉県情報公開条例第 2 条第 1 項でございますが、手引の 6 ページに、実施機関の定義というものがございまして、実施機関というのは、知事とか教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会等々、最後は警察本部長、そういうものを実施機関としております。ここに建築審査会とか国民健康保険審査会を加えるべきであるという意見でございます。

意見書を提出された方が「法定機関」と言っている部分についてですが、千葉県建築審査会については、地方自治法上は建築基準法第 78 条の規定により設置されている附属機関、千葉県国民健康保険審査会については、同じく地方自治法上は国民健康保険法第 92 条の規定により設置されている附属機関でありますので、法律で設置されている附属機関というものを意味していると考えております。

この点、先ほど見ていただきました千葉県情報公開条例第 2 条第 1 項で、実施機関としているのは、独立して事務を管理し、地方自治法や地方公営企業法等の法律により事務を執行する権限を与えられた機関、つまり地方自治法上の執行機関、先ほど「意見書 1」で説明した執行機関を実施機関としておるところでございます。

したがいまして、このような附属機関を千葉県情報公開条例上の実施機関と規定することは、適切ではないと考えております。

なお、千葉県建築審査会や千葉県国民健康保険審査会に関する文書は、情報公開条例上の実施機関である知事が保有・管理し、行政文書

開示請求の対象文書として、知事が開示決定等をしているところでございます。以上です。

松村議長

この意見書の趣旨というのは若干分かりにくい面もあるんですけども、これも推測になりますが、先ほど菅野委員がおっしゃったような処理の迅速性であるとか、あるいはその判断についての不満のようなものもあるのかもしれませんが。まあ、推測に過ぎませんけれども。これもいろいろな考え方、あるいは中央省庁の考え方から言うと、なかなか難しいのかもしれませんが。特に御質問、御意見はございますか。

よろしいですか。それでは三つ目の事案について説明をお願いいたします。

事務局（濱崎）

3件目の意見書、35ページでございますが、御覧いただきたいと思っております。この意見書はいろいろなことが書かれておりますが、その一番上で、「公安委員会が行っている情報公開審査会への諮問の方法が違法であり、是正すべきである」ということを述べております。

具体的には、公安委員会に審査請求が出された場合の手続について、諮問後の手続が、現在は、この方が書いてある左側のように行っているところですが、正しくは諮問前に、右側の手続によるべきだということをおっしゃっておりまして、諮問実施機関である公安委員会に対して、審査会に諮問する前に、処分庁である警察本部長に弁明書の提出を求めることを義務付けるべきである、という意見であると思われまます。

この意見は、行政不服審査の手続に係る問題であり、情報公開推進会議で取り上げる範囲外の問題ではないかと思われまますが、簡単に説明させていただきます。

資料37ページの、行政不服審査法第22条を御覧いただきたいと思っております。行政不服審査法というのは、行政不服審査全般の手続について規定している法律ですが、第1項では、審査庁、この意見書の案件で言いますと審査請求を受けた公安委員会を指しますが、審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本を処分庁、この案件で言うと開示決定等を行った警察本部長ということになると思っておりますが、処分庁に送付し、弁明書の提出を求めることができる、とされております。

行政文書開示決定等の審査請求についても、審査庁は、必要と判断する場合は、処分庁に対し弁明書を求めることができるということに

なります。しかし、この規定はあくまで「できる」という規定であり、求めなければいけないというものではございません。

また、裁判例でも、これは情報公開の関係ではないんですが、「審査請求人から弁明書副本の送付請求があれば、審査庁としては常に必ず処分庁に対して弁明書の提出を求め、その提出を得てその副本を審査請求人に送付すべき義務があるものとは解されない。」という裁判例もあるところでございます。この裁判例につきましては、資料には載せてございませんけれども、そういう裁判例もございます。

ということで、これは行政不服審査の手續の問題ですが、必ず諮問前にこういう手續を踏まなければいけないものではないというように、考えられるのではないかと思います。以上です。

松村議長

これも先ほどの一つ目の事案と、かなり論点が重複する点があるかと思えますけれども、意見書の最後を書いてありますように、警察本部長が行った開示・不開示の決定について不服が出た場合に、公安委員会が審査請求を受けると。さらに、別途、審査会がという形で二重的にやっているのは、時間もかかるということで、「2ヶ月短縮できる」と書いてありますが、この辺がある意味では本当におっしゃりたいことかもしれません。

ただ、それについては、先ほどの地方自治法上の制約もあるし、法的にはちょっと困難であろうというように考えられます。

この件について御質問、御意見等ございましたらどうぞ。

蛇足ですけれども、御理解いただきたいのは、行政不服審査法に基づいて、警察本部長が行った処分について公安委員会が上級行政庁として不服申立てを受けて裁決を行うという手續と、別途、情報公開条例で、諮問庁としての公安委員会が情報公開審査会に諮問・答申を受けるという手續を守ろうとしているんですね。その辺の関係がどうなのかという点は、一応法的には法律、条例に基づいて行っていると思います。

まあ、その前提で考えざるを得ないわけですが、時間がかかっている点をどうするかという議論というのは、また別の論点かなというように思います。

よろしいですか。以上3件の御意見が出ておりますけれども、多少の推測も含めて申し上げますと、この情報公開を考える前に、私も常々考えておるんですけれども、請求人からしますと開示請求をした

ときから始まっているわけですね。こういう文書が見たい、こういうことが知りたいということで、まず請求から始まっているわけですね。

請求し、開示ならもちろんよろしいわけですがけれども、不開示、あるいは部分開示という形で不服申立て、あるいは訴訟と。不服申立てをして審査会にさらに行って、そこで答申が出て、裁決を受けて処分という形で、かなり何段階も確かにありますので、請求した側からするとかなり最終的に、仮に当初の原処分が変更になるにしても、かなり時間がかかるというのは確かなんですね。

だから、そういう点を踏まえてこの制度の運用というのは、やはりより迅速な形を目指していかなければならないと。私の経験では、よくマスコミの方からお叱りを受けたことがございまして、情報というのは新鮮さが大事ですので、特にマスコミの方は。タイミングが遅れた情報というのは価値がないんだということで、情報公開制度の運用に当たっては、そういうことを意識してほしいということを、かなり強く要求を受けた経験もございまして。

この御意見はそういう形での迅速な処理、あるいは対応自体での内容の判断についての御不満もあるのかもしれませんが、そういう処理等について、仮に問題があるということであれば、それはそれなりの別途の改善というのを図っていく必要があるということだろうと思います。

この三つの御意見につきましては、今のような審議等を踏まえまして、今後の委員の皆様の参考にさせていただくという形での対応ということにさせていただき、これで終わりにしたいと思います。

以上で、本日予定しております議題については終了いたしましたけれども、「その他」ということで事務局の方から何かありますでしょうか。

事務局（濱崎）

最後に、議題には挙げてございませんが、資料7ということで国の「情報公開法改正の概要について」という1枚ペーパーをつけてございます。現在、国の方で情報公開法の改正について検討されているということで、その状況については前回の推進会議でも報告をしたわけですが、現在の状況について御説明をしたいと思います。初めての方もいらっしゃると思いますので、前の経緯からお話し申し上げたいと思います。

情報公開法の改正については、国では、昨年4月から、行政刷新担

当大臣を座長とする「行政透明化検討チーム」が検討を重ね、昨年 8 月にその取りまとめが行われたところであり、その概要については、本年 3 月に開催した前回の推進会議でも御紹介したところがございます。その後、改正法案が本年 4 月 22 日に閣議決定され、現在国会に提出されておりますが、まだ審議が始まっていないというような状況であります。

法案そのものについては、内閣府の内閣官房のホームページに掲載されているところがございますが、本日は、改正法案と一緒にそのホームページに掲載されております「情報公開法改正の概要」という 1 枚ペーパーを用いて御紹介したいと思っております。それでは資料の 39 ページを御覧いただきたいと思っております。

今回の改正法案の第 1 条、目的規定では、「国民の知る権利」の保障を明記しております。現行の情報公開法では、目的として、政府の諸活動の説明責任が全うされるようにするという、行政側の説明責任という考え方が明記されておりますが、この改正法案では、国民の側からの「知る権利」も明記されているところであります。この「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正するというところで、幾つかの観点からの改正がなされるような内容になっております。

一つ目として、「より多く」と表示してございますが、より多くの情報を国民が知ることができるようにという趣旨かと思っておりますが、情報公開法の 5 条、6 条で不開示情報規定及び部分開示規定というものがあります。これを見直そうとしているものでございます。一例として、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人情報の不開示規定や、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報の不開示規定を削除しようとするものなどでございます。

それから二つ目として、「より簡易に」情報を国民が知ることができるようにという趣旨で、国では情報公開請求の手数料の見直しをしようとしております。内容としては、開示請求手数料の原則廃止ということであり、例外として、商業的請求については、探索コストも含めて、手数料を残す予定となっていると聞いております。

三つ目として、「より早く」という部分ですが、開示請求から決定までの期限の短縮を図ろうとしています。現在の「30 日」を、「行政機関の休日を除き 14 日」にしようとしております。また、不開示決定のみなし規定として、期限内に開示決定等がされない場合には、請求

者が不開示決定がされたものとみなすことができることとし、直ちに不服申立てや情報公開訴訟を行うことを可能にするというものでございます。

四つ目として、「より明確に」という部分でございますが、これは不開示決定の通知をする際に、不開示とした根拠条項と理由をできる限り具体的に記載するように求めるという条項を整備しようというものです。そういう内容は現在も記載されているわけですが、そういう条項を新たに設置しようというものです。

最後に、「より確実に」という部分ですが、内閣総理大臣の勸告制度などの内閣総理大臣の権限の強化を図ったり、情報公開訴訟の抜本的強化のために、情報公開訴訟を提起できる裁判所の拡大や、裁判所が当事者を立ち合わせずに行政文書を直接見て判断できるようにする証拠調べ手続、これを「インカメラ審理」と言いますが、そういったものの導入などを制度化しようとしております。

詳細はいろいろあるようですが、簡単に説明させていただきました。

県としては、今後も国の情報公開法の改正の動向を見守りながら、県の対応を検討していきたいというように考えております。

以上で、情報公開法改正の概要の説明を終わらせていただきます。

松村議長  
菅野委員  
松村議長

今の件で何か御質問はございますか。菅野委員、よろしいですか。  
はい。

今後の対応ということですね。

それでは、最後に、この会議で従来からの取扱いといたしまして、会議を傍聴いただいている方々に、特に御発言の御希望がございましたら、発言をいただくという形を取っておりますので、発言の御希望がありましたら挙手をお願いいたします。どうぞ。

傍聴人（浜田氏） 浜田と申します。皆様着席されておりますので、着席したままでよろしいでしょうか。

松村議長 はい。

傍聴人（浜田氏） 一市民ですので、まとまった話ができないので、そこはお許しいただきたいと思っておりますけれども、柱として4点にちょっと分けてお話しさせていただきたいと思っております。松村委員と呼んだ方がいいのか、松村議長とお呼びした方がいいのか。

松村議長 どちらでも結構ですよ。

傍聴人（浜田氏） 初めてお会いするものですから。先ほど議長の方から、この種の制

度は開示請求から始まるんだというお話がありましたけれども、私はちょっと違う捉え方をしているんですよ。やはり、一般市民として生活をしていくときに、ふと立ち止まって、行政の在り方とかあるいは行政の運用について疑問を抱いたときから、この開示請求というのは始まっていると。だから開示請求から始まるというふうに捉えちゃうと、後で述べますけれどもマニアックというような、極めて差別的な話も出てこざるを得ない。

それよりも、普通に生活をしていて、おかしいなと、ちょっと知りたいなと、どうなっているんだろう、というところの次に開示請求が始まるという考え方、あるいは捉え方をすれば、今、三つ挙げられた意見書についても、菅野委員の方から少し寄り添った解説もあったけれども、やっぱり酌むべきところも出てくると思うんです。

それらを前提の一つお願いしたいんですけれども、今日の式次第の2の議題の、「(4)苦情処理等の報告について」ということで、事務局の方から報告がなされておりました。しかし、私たち平側というか一般的な生活をしている者にとっては、事務局というのは衣を外せば行政当局にはかならない。この苦情処理の相手方は、市民にとっては行政なんですよ。ですから、少なくとも苦情の中身とか苦情の処理、あるいはその結果については、やはり推進会議の委員の言葉として、委員の方から行うべきじゃないかと私は思います。

ただ、2年の期間の変わり目で、今回が初めてだったのでそういう処理の仕方をしたんだとおっしゃるならば、それはそれで納得できますけれども、ここはお間違えのないようにしていただきたいんですが、事務局と言って、いわゆる推進会議のサポート役という捉え方をしがちなんですけれども、衣といいますか見方を変えると、事務局に踊らされているというような委員会とか、あるいは諸会議もあるようですから。とりわけこの苦情については、主権者県民の切実な思いが出てきている場面だと思うので、そこはやはり責任において、推進会議の委員の方から行った方が、僕は妥当じゃないかというようなことを思います。

あと2点、具体的にちょっと心配やら、頭が悪いもんですからね、お間違いの事を考えるかもしれないけれども、苦情の処理についてちょっとびっくりしたのは、中谷委員の方から、行政コストの観点から意味のない仕事が増えるだけだと。何やら今年に至って17件苦情

が行われていて、16件がAさん、Bさんが1件。私はそのBさんなんです。これは、マニアックなグループに入れられちゃったのかな、お宅らにすると。

ちょっと説明をしますと、この一覧表にも載っておりますから、後で見ていただきたいんですけども、自分のために言うんじゃないんですよ。教育庁の情報公開の仕方について、やはり疑義があると、2日前に文書を送達して、2日後に出頭しろという話ですよ、早い話。これが情報公開の推進とか、あるいは知る権利とか、行政の説明責任とどうマッチングしていくのかという問題なんですよ。

中身も苦情の内容というふうにまとめているけれども、この実態について政策法務課、窓口としての情報公開センターは、請求者と実施機関のいわゆる開示日時の設定について、合意に達しないまま開示を確保しているんですよ。もしこのような仮置きが拡大していけば、センターは架空の予約で満杯になって、本当の開示に訪れた人たちにも制約が出てくるでしょうと。こういうことは改善してくださいという趣旨で、苦情を申し立てているんですけども、この苦情の内容の24ページですよ。政策法務課に関する私の苦情は1行も載っていない。

ですから先ほど申し上げたように、会議の中の苦情の報告については、やはり独立といいますか委員の方でやらなければ、こういう形で誘導をされる。先ほど松村議長の方に申し上げた、その16件の今年7月までの苦情の内容、これもいろいろ意図的に整理されているんでしょうけれども、こういうふうに捉えていただきたいんですよ。生活をする上において、いわゆる生きていく上において、あるいは人間として権利を行使する上において、それが阻害されている、あるいは保障されていない。

次の手段として、ではどうなっているのかというふうに考えた場合に、行政の実態をのぞいてみようというところで様々な話が出てくるだろうし、要求も出てくるだろうし、その中で苦情も出てくるだろう。これはこれとして、皆さんはやはりここに集まっておいでになって、ここにコの字型に座った途端に、もう一般市民と違うんだというふうになっているのかもしれないけれども、そのことをもっていろいろ挙げてこられることについて、中谷委員でしたか、いや渋谷委員、生活に苦しさがあるのですかと。これはちょっと御法度ですね。

ここは制度の運用、その根幹として千葉県民、まあ全国でいいでしょ



う、国民としての生きる権利とか生活する権利、あるいは民主社会を是正させるために、どうやっていくかという話を広く言うとやっているのに、その苦情を申し立てた人の生活の苦しみの次元で、話をUターンさせていくような議論が、仮に今後まかり通るようなことになれば、行政コストの先ほど出た話と相まって、この会議自体が千葉県情報公開抑制会議になってしまう可能性もある。

そこは、渋沢さんも中谷さんもたまたま御発言があったから、私も自分の名前を出しながら発言しておりますけれども、勘違いをなさらないでいただきたい。すなわち、今配られた名簿の中には、特に渋沢さん、中谷さん、住民の代表者というような区分けになっているわけです。とするならば、開示請求をする人たちとか、苦情を申し立てる人たちについて、それにいかに寄り添えばいいかという観点で話をさせていただかないと。マニアックだ、行政コストに問題が出てくるなんていう話だと、これは逆行すると私は思います。

菅野さんの方から少しまとまった話がありましたけど、私はこう考えます。もう長くなりますからそれでやめます。やはりこういう繰り返し、あるいは皆さんにとっては理解しがたいような苦情がたくさん出てきたとしても、それに丁寧に対応していく、そのやり取りを広く県民に見せることによって、私は嫌いな言葉ですけれども、ある意味エンライトメント、啓蒙していく、あるいは皆さんが困っている姿を示すことができる。そういう形で前へ進めていかないと、抑制的にやっていくならば、これは本当に情報公開の精神と言いますか、社会を進展させるということにもとるようなことになってしまうと思います。

最後に4点目ですけれども、中谷さんばかり挙げてもしようがないですが、ほかの委員の方から発言がなかったものでちょっと申し上げますけれども、私も情報公開請求の件数については、これは関東の県の件数が比較として載っております。千葉県の方は異常に数が多くなっております。その比較の仕方がどうなっているのか、私はもちろん、他都道府県の集計の在り方については知りません。ただ、むしろ請求件数が仮に実態として多いということならば、それはそれ故に、この情報公開制度が定着をしてきている先進県だと、すなわち、この会議自体も関東地域では持っていないはずです。

というのは、私も1988年当初からずっとこの千葉県の情報公開の動きについては、少し目を開きながら見させていただいておりますけれど

ども、この苦情処理を受け付けることも含めて、やっぱり先人たちが一生懸命汗をかいてきたと。それは情報公開請求、あるいは情報公開の取組が、県民を挙げて進んできているという立場に立っていただきたい。

最後に申し上げますけれども、教育委員会の話が出てきました。教育委員会に対しては、かなり請求件数が増えているんです、ほかの部局に比べましてね。中谷さん、これは専門書でも何でもないので御存じだと思いますけれども、「教育工場の子どもたち」を鎌田慧が書きましたね。何と言ったか。西の愛知、東の千葉、日本全国 47 都道府県の中で、一番管理教育に呻吟している子どもたちが、この二つの県なんですよ。

ですから、広く県民は自分の子どもを健全に育成させたい、守りたいという義務から、教育委員会に対してかなり注意を払っている。その結果が、この情報公開請求に現れているという見方はできないでしょうか。中谷さんはそこまでおっしゃらなかったから、していないとは言いませんけれども、むしろそういう形で住民、親、保護者、県民の監視下の中に教育行政を置いていくということが、非常に重要なことだと思います。

まとめて言うならば、3 年か 4 年前に、大分県教育委員会はどうなりましたか。校長になる、教育委員会職員に登用する、贈賄収賄が起こって、校長、教育庁職員が逮捕される事態になった。千葉県はどうですか。そういう事態はないのでしょうか。文科省の統一した基準の中で都道府県教育委員会があるわけですから、やはり住民は非常に自分の子どもを健全に育成させたい、何とか教育行政を明るくしたい、子どもをすくすく育てたい。その中で、これほど教育庁、教育委員会に対する情報公開が出ているというような捉え方をすれば、これはむしろ歓迎すべきことだと。

まだ、具体的な例を挙げて御報告したいところも少しあるんですけども、進行上のこともあるでしょうし、何やら本当に全部削減で、文書も既に机上に配ってありますというような状態ですから、私の話はこれでやめますけれども。どうぞ先輩たちがつくられた、この公開推進という、推進にかぎ括弧をつけられて、本当の千葉県民のための仕事をなさっていただきたいと思います。

長くなりましたが、失礼します。

松村議長           はい、どうぞ。

傍聴人（中谷氏）   私も中谷です。私は市原の人間であります。ことによつたらずっといくと親戚になるかもしれませんが、今後ともよろしく願います。

まず一つ、今、事務局とあんまり言うなと言ったけど、これは事務局じゃないと分からないんで事務局にお尋ねしますが、僕は大体、千葉県の審議会等はよく傍聴しているんですよ。そこで行政改革推進委員会でしたか、ちょっと正式名称を忘れたけれども、いつものメンバーの人たちが出て、言った中には、どうも審議会等の数が多過ぎると、削減するというようなことがあったから、この前の最後、2月の会議だったと思ったけど、僕はその時に言っていたんですよ。

まず、削減するという波が知事部局から来るかもしれないけれども、この推進会議というのは非常に重要な会議なんだと、一番開かれている会議だと。しかも、僕には発言が認められていますから。こういうのはほかにはないし、これを広げなくちゃいけない。だから、それは何としても跳ね返してくれと言ったんだけど、ふたを開けてみると5人少なくなっていますね。それで、これで13万円前後もうかったわけです。ここのところの経緯というのを、ちょっと事務局、説明してくれませんか。

松村議長           まず、おっしゃりたいことを全部おっしゃっていただけますか。

傍聴人（中谷氏）   分かりました。それから、今いろいろと制度運用についての3件あって、それだったらやっぱり文書で言えばよかったかなと思ったんですが、会議のたびに言っていたと思うんだけど、例えば、今我々が傍聴しているんですけど、傍聴要領が一番進んでいるんですよ、千葉県の230ぐらいある審議会等の中で。どういうことかという、いつでも入れるし、それから受付でも名前もチェックしないしということですね。それは平成17年の第1回目の会議のときに、僕ら市民団体が申し入れをしたんですね。申し入れをしたときに会議でそれを審議してくれて、ちょっとしたところを手直ししました。

それで、委員の人たちが持っておられるこの小豆色の手引の267ページと、先ほど確か配られたと思うんだけど、今回の傍聴規定を比べてください。僕は官僚は頭がいいなと思ったのは、わずか数文字変えただけで性格がガラッと変わるんですね。それはどういうことかという、ここにあるんだけど、例えば、「原則として」と言っていますね。ありますね。こっちでは「原則として」がないですね、

267 ページには。

それから、さらに 267 ページでは「氏名等を記入し審議会の許可を得た上で」というところ、これも見事削除していますね。たったこれだけで、会議の性格、傍聴人の気持ちガラッと変わるんですよ。だから、これをどんどん進めてくれませんかということを、傍聴のたびに、発言のたびに言っているんですけど、それが一向に進んでない。やっぱりこれは僕は、文書でやらなきゃいけなかったのかなと反省しているわけです。

そのほか、88 ページに出資法人の開示についてのこの規定があります。それから、これを受けて 280 ページに一覧表があります。これで、今、会長が言われたので後でまたお答えいただきたいのですが、情報公開は一体どうなっているのか。というのは、僕もうっかりしたんだけど、たまたま私の友だちがあるところに開示請求をしたら、とんでもないことが起こったんです。僕は知りませんでした。それは、事務局はどう把握しているのかということをお尋ねします。

それから、またこれは文書でやればここで審議してくれるので出しますけれども、例えば、先ほど室長は国の様子を見ながらと言ったけれども、例えば情報公開制度は国が後からやったんですね。地方がイニシアチブを取ったんです。何も国が、国がと言わなくてもいい、地方分権の時代だし。地方分権というのは最近いけないらしいんだけど。僕は独自でいいことはやるべきだと思うんです。是非やってもらいたいんです。だから開示まで 30 日では目が回ってしまうので、15 日にしてもらいたいということ。

それから実施機関というのが 6 ページにあります。それで会議の公開というのをうたっているんですけども、県のホームページに、いっつつ会議を開くよと言っているこの行政委員会、七つあるのかな、の中で、県のホームページにきちんと載せているのは県教育委員会だけです。これも 4 月になると行政の劣化現象のせいかなんか知らんけど、ときどき忘れることもあるんですけども、コンスタントに載っているのは教育委員会だけです。だから、こういったのも開示としてやっぱり率先して、進めてもらいたいなということでもあります。だって、行政委員会ですから。

さらに会議録については、今度はあまり出てこないんですね。監査委員なんか出てこない。それもやっぱりきちんと出すようにしてもら

いたい。それから、その議事録も発言者の名前もきちんと載せるようにしてもらいたいなというようなことを考えております。やはり、皆さん方の権限というのはかなり強いし、それから千葉県県の発展というのは皆さん方の肩に掛かっているんで、是非やっていただきたいなと思っております。あと幾つかあるんですけども、あんまり長くなると時間がないしということで、取りあえず今日はこの程度にしておきます。

それから、もう一つだけ、御理解いただきたいのは、二つ言います。先ほどコストがどうたらこうたらとあったけれども、支出伝票が増えた。確かに1枚でも1件と把握しますから、あの支出伝票が増えたというのは、一体何かということは説明がなかったんだけど、僕がします。これは、全国にも珍しい巨額の不正経理が行われていて、そのために怒った県民がその証拠を集めるために、開示請求をしたから多くなったんですよ。そのこともやっぱりきちんと行って、前のときは、こういったときには行政当局が謝ったんだけどね。もう2年たちちゃうと謝らないんだけど、まあそれはいいとして、そういうことがあったと。

しかも、この不正経理をやったというのは、浜田さんもいるこの私たちの組織が97年に、教育委員会の支出伝票を約200枚ぐらい取って、総額3千万円ぐらいの金額になるんですけども、この県庁のすぐ近くにある商店に預けをやってた。それを明らかにして、これを毎日新聞がスクープしました。そういった地道な努力を我々はしているけれども、ちっとも県は直らなかったということなんです。

それからもう一つ、情報公開制度について、初めての委員さんだということで説明がありましたけれども、千葉県の情報公開制度の汚点について指摘しておきます。資料3、11ページです。昭和63年10月に、1988年に千葉県公文書公開条例ができた。めでたしめでたしなんですが、その次に、今度は平成10年に特例条例が施行した。これは何てことはないんですよ。

要するに校長の旅行命令をきちんと出せと言ったら、県が断ったんです。それで、最高裁に負けたんですよ。負けたらそのとおりに従えばよかったのに、わざわざ県民に恩着せがましく、ここに千葉県の体質が出てくる。恩着せがましく特例条例なるものをつくって、見せてやるよ、開示してやるよと。これはやっぱり県民を愚弄した条例

なんですよ。

ですから今度は、一番下の方を見てください。平成17年4月に現行の情報公開条例ができたときに、真っ先にこれが廃止されるんですよ。それで全国に顔向けができたということなんですね。

ですから、こういったようなことを、委員の先生方は是非勉強してもらいたいんですよ。先ほど、初めてだからとフランクだったけど、そんなことで行政の言いなりになられても困るし、せつかく1万3千円確かもらうはずなんで、その分だけきちっと働いていただけたらありがたいなど。

大変言いづらいことを言いましたけれども、どうもありがとうございます。

松村議長

御意見ありがとうございました。最初に私がおあいさつで申し上げましたけれども、大変ユニークな制度で実績もあるという形で、そういう葛藤といいますか、存在意義というのを十分発揮していきたいというように考えております。

今いただいた御意見につきましては、若干委員の発言等についても言及がありましたけれども、多分、委員の御発言の趣旨と傍聴人の捉え方というのが、若干齟齬があったのかなという気もいたしますが、まあそういう点は置きまして、基本的に今後の審議あるいは検討の参考にさせていただきたいと思います。

私の方から1点、なるほどなと思いましたが、この苦情処理について委員の方から説明した方がいいのではないかと、なるほどなと思いましたが。ただ、仮にやるとすれば、私が説明することではなくて、多分、部会長の方から説明していただくということになるのかなと思いますので、そこのところはまた部会長とも御相談させていただきたいと思えます。

それから、今の御発言について、事務局から何か説明しておくことはございますか。

事務局（濱崎）

いろいろ御意見を伺えたものですので、まず、受け止めていきたいと思えます。

松村議長

分かりました。国の情報公開法の改正につきましては、私も審議に参加いたしましたして、運用状況を踏まえていろいろ改善していこうという形でありますし、もちろん、おっしゃられたように情報公開制度はもともと地方からスタートしておりますし、改善する点についても地

方で率先して取り組んでいただいた方がいいのではないかと、個人的には考えております。

それでは、傍聴者の御意見の聴取については、以上で終わりたいと思います。

最後に事務局から、何か連絡事項等ございますか。

事務局（濱崎） 今後の開催につきましては、会長と御相談させていただきたいと思  
います。

松村議長 ほかの委員の方々、特に御意見等はよろしいですか。

議長の不手際で、若干会議も延びてしまいましたけれども、いろい  
ろな質疑、御意見が出て、非常に充実した会議ができたのではないか  
と思います。また今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で会議を終わらせていただきます。

会議録署名人

会議録署名人